

京都・当番弁護士を支える市民の会  
18周年記念集会



Lawyer → Neighbor

2016年11月13日(日)

14:00~16:30(開場13:30)

場所: 京都弁護士会館地階大ホール(丸太町富小路下る)

# なぜ、冤罪事件は なくならないのか

～東住吉事件から考える～

お話 青木 恵子さん(東住吉事件冤罪被害者)  
青砥 洋司さん(弁護士・大阪弁護士会)

1995年7月に大阪市住吉区内で火災が発生し、ちょうど入浴中だった当時小学6年の女兒が焼死しました。これを放火殺人事件として立件したのが、いわゆる「東住吉事件」です。この事件では、被害者の母である青木恵子さんとその内縁の夫であった朴龍皓さんが、保険金目的で娘の殺人と放火などをしたとされ、「自白」により逮捕・起訴されました。お二人は公判で無実を主張しましたが、10年余りに及ぶ裁判を経て、お二人とも無期懲役が確定し、服役を余儀なくされてしまいました。

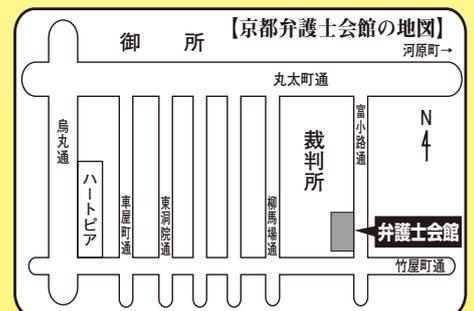
しかし、唯一の証拠である「自白」は暴行・威嚇・誘導などによってもたらされ、そもそも信用性は著しく低いものです。また、車庫付近からの出火は放火によるのでは客観的事実と符合せず、自動車からのガソリン漏れによる出火の可能性が当初から指摘されていました。その後、再審弁護団の検証と実験などの弁護活動によって、2013年の大阪地裁再審開始決定等を経て、今年4月から再審公判が開始されるに至り、その結果、この8月10日には再審無罪判決が出されました。

今回は、本件元被告人で冤罪被害者である青木恵子さんをお招きして、再審弁護団の一員である青砥弁護士と共に、本事件の経過を振り返りながら、取調べ状況や接見指定の実態などをお話していただきます。

冤罪の原因などについて、参加者の皆さんと考えていきたいと思ひます。

連絡先: 京都弁護士会 TEL. 075-231-2378  
京都・当番弁護士を支える市民の会  
〒604-0982 京都市中京区御幸町通竹屋町下ル  
松本町583関東屋ビル2階  
中田政義法律事務所気付  
TEL.075-221-1699 FAX.075-221-1799

参加費無料  
申込み不要



主催: 京都弁護士会 / 京都・当番弁護士を支える市民の会